

議案第二号

港区長の在任期間に関する条例

右の議案を提出する。

令和七年二月十九日

提出者 港区長 清 家 愛

港区長の在任期間に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、幅広い権限を有する区長の職に同一の者が長期にわたり在任することに伴い発生するおそれのある弊害を防止するため、区長の在任期間について定め、もって区政を刷新し、活力ある区政の運営を目指すことを目的とする。

(在任期間)

第二条 区長の職にある者は、その職に連続して三期(一の任期における在任期間が四年に満たない場合も、これを一期とする。以下同じ。)を超えて在任しないものとする。

2 区長の職の退職を申し出た者が当該退職の申立てがあったことにより告示された区長の選挙において当選人となり引き続き在任することとなる場合においては、当該選挙の直前及び

直後の任期を併せて一期とみなして、前項の規定を適用する。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用）

2 この条例は、この条例の施行の日に区長の職にある者について適用する。

（この条例の失効）

3 この条例は、この条例の施行の際現に区長の職にある者が連続して三期区長の職に在任した場合における三期目の任期の末日（一期のみ又は連続した二期限りで退任した場合にあつては、当該退任に係る任期の末日）限り、その効力を失う。

（説明）

現区長の在任期間の上限を定めるため、本案を提出いたします。